

佐倉白銀ニュータウン自治会
第 26 回定期総会議事録

1. 日 時：平成 29 年 4 月 23 日(日) 13:00～14:43
2. 場 所：白銀小学校 体育館
3. 会員数：1,166 名（4 月 8 日付け）
出席者 143 名 委任状 999 名 合計 1,142 名 定足数 1/2 以上 《総会成立》
4. 内 容：第 1 号議案から第 10 号議案まですべて承認された。
議事の内容は以下の通り。

【第 1 号議案：平成 28 年度事業報告 第 2 号議案：平成 28 年度収支決算報告】

『補足説明及び報告』

- ① 井口会長：今期に取り組んだ主要な施策として、新設された統括管理人制度に関し設置目的や業務概要などの説明があった。
- ② 上口会計委員長：差し替え議案書に基づき、主な事項について説明があった。
 - ・ 共用施設管理一般会計における剰余金 200 万円の繰り入れ中止について
 - ・ 「住居表示案内板設置料」の記載洩れについて
- ③ 松本監査委員：平成 28 年度佐倉白銀ニュータウン自治会における会計監査結果について、適正である旨の報告がなされた。

『質疑応答と意見』

① 北沢氏

《質問》先ほど議長より、議案書の差し替え書類が本総会の前に各戸宛に配布されている旨の説明があったが、当家では受け取りの事実が無い上、同街区の数軒から同様の確認が取れていることから、配布手続きにおいてが何らかのミスがあったものと指摘したい。ついては、今後の配布方法の工夫と徹底をお願いするものである。また、差し替え議案書を受け取るタイミングが、委任状提出期限の後日となる点について疑問を呈したい。

《回答》（井口会長）差し替え議案書の未着については大変申し訳なく、自治会役員を代表して陳謝申し上げる。配布の徹底について、新年度の役員に申し送りをさせていただく。

② 許氏

《意見》総会運営の準備上、委任状の提出期限は収支決算が確定する以前の日付で設定される為、議案書の差し替えが必要となっている。入手に時間を要する金融機関の残高証明書の存在が要因のひとつと認識するが、もしこの役目を 3 月末時点の預金通帳のコピーで代替することができれば、決算確定迄の時間短縮が可能となろう。また、他の自治会の中には、残高証明書の入手に合わせた手順で総会準備を進めるところもあると聞いており、こうした証明書類の要否判断を含め、総会運営の現状を検証してみることも必要と考える。

《回答》(井口会長) 住民の皆様に十分に議案書をご覧いただきたく、当自治会では従前より収支決算報告書を差し替える方法により、3月下旬の議案書発行を実施しているところである。いただいた提案については、**検討課題として新年度の役員に引き継ぎたい。**

③ 中野氏

《質問》最初に配布された報告書と差し替え報告書とでは多くの項目に執行金額の違いがあり、残高証明書の入手タイミングが理由ということだけでは説明が付かないように思う。相違点が広範囲に及ぶ理由は何か。

《回答》(井口会長) 総会議案書を3月下旬に配布する関係上、収支決算は2月末時点の収支実績に、3月の収支見込みを加算する方法で作成しており、相違発生の原因となっている。

④ 斎藤氏

《質問》議案書の差し替えという問題は、事業年度と会計年度が一致していることに起因するわけで、この期間をずらすなどの工夫を行わない限り解決しないのではないか。

《回答》(井口会長) この点については過去に検討した経緯があるが、行政絡みの事案がすべて3月末締めとなっている関係上、これと整合させる必要性から現在の対応を踏襲せざるを得ないのが実情である。

【第3号議案：自治会会則・規約の改正について】

『補足説明』

- ① 木村総務委員長：自治会会則の改正点について説明があった。
 - ・ 班長会決議における成立要件の追加について
- ② 本間共用施設管理委員長：共用施設維持管理規約の改正点について説明があった。
 - ・ 防犯灯の管理が佐倉市に移管されたことに伴う改正について

『質疑応答と意見』

なし

【第4号議案：平成29年度事業計画 第5号議案：平成29年度収支予算】

『補足説明』

- ① 井口会長：新年度に予定する重点施策案について説明があった。
 - ・ 統括管理人制度が、自治会員の高齢化の進行を見据えた、将来的な班長輪番制度の見直しを視野に入れていることについて
 - ・ 自主防災組織に対する資金面でのバックアップについて
 - ・ 集会所リフォームの在り方に関する検討が次年度へ申し送りとなったことについて
- ② 上口会計委員長：予算編成における主な変更点について説明があった。
 - ・ 自主防災組織負担金として前期比10万円増の30万円を計上したことについて

- ・ 防犯灯の佐倉市移管に伴う予算化の中止について
- ・ 共用施設管理一般会計に集会所空調設備の修繕費用 150 万円を計上したことについて

『質疑応答と意見』

① 倉島氏

《意見》防犯パトロール隊の一員として、防犯強化の必要性について意見を述べたい。当チームも既に 10 年の活動実績を有するが、現在の隊員数は発足時よりわずかに多い 14 名に過ぎず、団地の規模に対し慢性的な人員不足が続いている。加えて、94 歳を最高齢とする隊員の高齢化問題が、活動を継続していく上での不安材料となっている。一方、団地内においては変質者や不審者の出没といった悪質事案の発生などもあり、防犯対策の重要性は益々高まる一方であると考ええる。については、「防犯カメラの設置」と「住民宅における外灯点灯の推進」の 2 点について検討をお願いしたい。

《回答》(井口会長) 防犯パトロール活動については感謝申し上げたい。防犯カメラの設置については、当自治会でも平成 21 年頃に一度検討されたことがあったが、その際に実施した住民アンケートで反対票が賛成票を 10 ポイント程上回る結果となったことから、検討が打ち切られた経緯がある。本日選出予定の新会長候補者からは、改めての検討に前向きな姿勢が示されており、社会動向や住民意識の変化などを踏まえた新たな検討が進められることを期待したい。外灯の点灯については前年度の班長会でも議論されたが、東日本大震災を機とした社会的な節電意識の高まりや、防犯灯本数の充実度及び LED 化による照度向上などに鑑み、自治会としての取り組みを見送らせていただいた。改めての提案がなされたことから、**新年度での再検討をお願いするものである。**

② 宮原氏

《意見》防犯カメラは JR 佐倉駅や京成佐倉駅といった公共交通機関でさえ未だ設置が進んでいない状況にあり、こうした周囲の設置状況を踏まえた検討が肝要ではないか。防犯灯の中には、街路樹などに邪魔されて本来の照明効果が得られていないものも見受けられ、まずは既存設備の点検を優先して行うべきと考える。

《回答》(井口会長) 防犯灯の管理業務は本年 4 月 1 日付けで佐倉市に移管されており、今後の要望事項などはすべて当市にて扱われることになる。住民の要望事項などを具体化・具現化させていくことが、統括管理人新設の目的のひとつであり、このような住民の皆様の生の声を積極的に届けていただきたい。

③ 布川氏

《質問》「ホンダプリモ白銀店」前の道路修繕について佐倉市との折衝状況を伺いたい。一部の損傷箇所については既に補修工事を終えたが、近隣住民は今なお未着工箇所を車両が通過する際に発する衝撃音に悩まされる日々を送っており、早期の工事完了を強く要望するものである。制限速度が 50km に設定されていることも、道路の損傷を早める要因になっているのではないかと考える。

《回答》(工藤防犯・交通委員長) 佐倉市に対し当該 4 箇所の補修工事を前年度から要望中のところ、2 箇所について完了の報告を受けている。残る 2 箇所の工事が遅れた理由として、堀上公園付近の道路修繕を優先した為との説明を受けているが、今年度中には当該工事が実施される運びとなっているので、今しばらくお待ちいただきたい。

④ 鉄谷氏

《質問》行政が予算不足を理由に要望事項を先送りしてくるのであれば、自治会が一時的に費用を立て替えるなどの方法をもって物事を進めていくことはできないものか。

《回答》(井口会長) 行政にとっての予算有無とは現金の有無を指すのではなく、執行計画の項目に盛り込まれているかいないかという意味である。自治会の役割としては、早め早めの要望を通じて自己の利益を確保していくことに尽きる。

⑤ 鈴木氏

《意見》道路法 24 条は「道路管理者以外の者が申請を行うことによって自費で工事を実施できる」と定めており、寄付という位置付けでよければ自治会が工事を行うことはできる。

⑥ 許氏

《意見》かつて管理組合に多額の積立資金があった時代、佐倉市に対し必要予算を貸し付ける方法を提案したことがあったが、実現不可との回答であった。要望事項の早期実現に向けでは、要望書の提出といった規定の手続きに加え、市長にダイレクトに意見を伝えることができる「市民の窓」を活用するなど、多面的且つ継続的な訴えが必要であろう。

⑦ 中野氏

《質問》あらかじめ剰余金を見込んだ予算編成となっている点に違和感を覚える。また、広報費においては、前期が「しろがね新聞」の発行費用として 15 万円を予算化したのに対し、今期は掲示板工事を追加しているにも関わらず 5 万円減額の 10 万円となっており、その理由を尋ねたい。

《回答》(井口会長) 剰余金の在り方については次期の検討課題とさせていただきたい。

《回答》(上口会計委員長) 広報費予算については、28 期予算は全額が「しろがね新聞」の発行費用であったが、当期はそれまで印刷会社に外注していた印刷業務を内製化し、集会所のコピー機を活用しての印刷に切り替えたことで、年間の執行額が 2 千円程度に抑えられる結果となった。29 期も同様の印刷対応を前提に見積もっており、予算額 10 万円の大半は掲示板の工事費用という内訳になっている。

⑧ 稲垣氏

《意見》JR 線のバス増便と、リフォームによる集会所の利便性向上を高く評価したい。バス便については、更なる運行本数の増加に向けた継続した折衝を期待したい。

《回答》(井口会長) バスの増便が実現できたのは、ひとえに防犯・交通委員会の努力の賜物であ

り、今後も利便性向上に向けた継続した活動が必要と考える。集会所は自治会員の共有財産であり、住民の皆様には広く積極的に利用していただけたら幸いである。

【第6号議案：平成29年度役員及び班長の選出】

『補足説明』

なし

『質疑応答と意見』

なし

【第7号議案：平成28年度自主防災組織事業活動報告 第8号議案：平成28年度自主防災組織収支決算報告】

『補足説明』

川井田防災事務局長：当期に実施した新たな活動として、班長を対象に行った防災マニュアルを用いた机上訓練について説明があった。

『報告』

小城監査委員：平成28年度佐倉白銀ニュータウン自主防災組織における会計監査結果について、適正である旨の報告がなされた。

『質疑応答と意見』

なし

【第9号議案：平成29年度自主防災組織事業計画 第10号議案：平成29年度自主防災組織収支予算】

『補足説明』

川井田防災事務局長：前期との主な変更点について説明があった。

- ・自治会からの自主防災組織負担金が前期比10万円の増額となったことについて
- ・事務費の主な増額理由が、災害時における班長や住民の役割を書き示したマグネットシートの新規作成費用であることについて

『質疑応答と意見』

なし

以上